

名古屋市生活援助型配食サービスの実施事業者に関する基準

第 1章 総 則

(趣旨)

第 1条 名古屋市介護保険条例(平成12年名古屋市条例第21号。以下「条例」という。)第 6条の 4第 2項の規定に基づき、条例及び名古屋市介護保険条例施行細則(平成12年名古屋市規則第70号。以下「規則」という。)に定める生活援助型配食サービスの指定特別給付事業者に関する基準を定める。

(定義)

第 2条 この基準における用語の意義は、介護保険法（平成 9年法律 第 123号。以下「法」という。）、条例及び規則の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 利用料 生活援助型配食サービスに要した費用をいう。
- (2) 生活援助型配食サービス基準額 利用料の算定について、規則 第22条の 3に定める額（ 200円）をいう。
- (3) 法定代理受領サービス 条例第 6条の 2第 5項の規定により指定生活援助型配食サービス事業者に支払われる場合の特別給付費にかかるサービスをいう。

(一般原則)

第 3条 指定生活援助型配食サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定生活援助型配食サービス事業者は、事業を運営するにあたっては、地域との結びつきを重視し、市、他の介護サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第 2章 生活援助型配食サービス

第 1節 基本方針

(基本方針)

第 4条 生活援助型配食サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、食事の配送及び安否の確認を行うものでなければならない。

第 2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 5条 指定生活援助型配食サービス事業者が、生活援助型配食サービスを行う事業所（以下「事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次条に定めるもののほか、当該生活援助型配食サービスを円滑に実施するために必要な人員とする。

2 前項の人員は、事業の実施上支障がない場合には、他の職務と兼務できるほか、常勤・非常勤の別を問わない。

(管理者)

第 6条 指定生活援助型配食サービス事業者は、事業所ごとに、専らその職務に従事する生活援助型配食サービスにかかる管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理に支障のない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第 3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第 7条 指定生活援助型配食サービス事業者は、調理施設等生活援助型配食サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定生活援助型配食サービス事業者は、指定生活援助型配食サービス事業者の指定を受ける事業所ごとに食品衛生法（昭和22年法律第 233号）に定める営業許可を受けなければならない。

3 指定生活援助型配食サービス事業者は、食品衛生関係法令及び保健センターの指導を遵守し、調理施設の衛生管理に努めなければならない。

第 4節 運営に関する基準

(内容及び手続きの説明)

第 8条 指定生活援助型配食サービス事業者は、生活援助型配食サービスの提供開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要、献立内容、料金その他の利用申込者の生活援助型配食サービスの選択に資すると認められる重要事項を説明し、利用申込者の同意を得るとともに、契約書を取り交わさなければならない。

(提供拒否の禁止)

第 9条 指定生活援助型配食サービス事業者は、正当な理由なく生活援助型配食サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定生活援助型配食サービス事業者は、その事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に生活援助型配食サービスを提供する地域をいう。以下この章において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活援助型配食サービスを提供すること

が困難であると認めた場合は、適当な他の指定生活援助型配食サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 指定生活援助型配食サービス事業者は、利用者から生活援助型配食サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する介護保険被保険者証及び負担割合証によって、被保険者資格、要介護認定の該当の有無、要介護認定の有効期間、負担割合等確かめるものとする。

2 指定生活援助型配食サービス事業者は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、生活援助型配食サービスを提供するように努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第12条 指定生活援助型配食サービス事業者は、生活援助型配食サービスを提供するにあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第13条 指定生活援助型配食サービス事業者は、従業者に生活援助型配食サービスの提供時等利用者宅を訪問する場合には、身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第14条 指定生活援助型配食サービス事業者は、生活援助型配食サービスの提供に際し、事前に緊急時の連絡先等を記載した配食サービ

ス利用者台帳（第 1号様式）又はこれに相当する要件を備えた様式を整備するとともに、当該生活援助型配食サービスの提供日及び内容、配食時の利用者の様子その他必要な事項を生活援助型配食サービス提供記録票（第 2号様式）又はこれに相当する要件を備えた様式に記載しなければならない。

- 2 指定生活援助型配食サービス事業者は、前項に規定する記録について、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第15条 指定生活援助型配食サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する生活援助型配食サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該生活援助型配食サービスに係る生活援助型配食サービス基準額から当該指定生活援助型配食サービス事業者を支払われる特別給付費の額を控除して得た額の支払を受けるものとし、領収した場合には領収書を交付しなければならない。

- 2 指定生活援助型配食サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない生活援助型配食サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該生活援助型配食サービスに係る生活援助型配食サービス基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定生活援助型配食サービス事業者は、前 2項に規定する支払を受ける額のほか、食事の提供に要する費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- 4 指定生活援助型配食サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（生活援助型配食サービスの基本取り扱い方針）

第16条 生活援助型配食サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するようその目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定生活援助型配食サービス事業者は、自らその提供する生活援助型配食サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(生活援助型配食サービスの具体的取り扱い方針)

第17条 指定生活援助型配食サービス事業者は、次の各号に掲げる項目のすべてを満たさなければならない。

- (1) 最低週 5日以上生活援助型配食サービスを実施すること。
- (2) 原則として、調理後おおむね 4時間以内にすべての配食を終えること。
- (3) 配食する食事については、栄養面、衛生面及び安全面に十分配慮するとともに、一般食の他、お粥、きざみ食、減塩食等利用者の要望に配慮した献立に応じられるよう努めること。
- (4) 食事の受け渡しに当たっては、利用者に対し直接手渡しを行い、利用者の様子を確認するなど、利用者の安否確認を行うこと。
- (5) 食品衛生法始め食品衛生関係法令及び保健センターの指導を遵守し、事故のない食品の衛生管理体制を整えること。
- (6) 交通事故等により、食事の配送が滞ることがないように体制を整えること。
- (7) サービスの提供は、特定個人のみには偏ることなく、複数の利用者に対して行うこと。
- (8) サービスの提供にあたり、極力ゴミ発生の抑制に努めること。
- (9) 食事の配送は、利用者 1人当たり、1日につき 1食の昼食又は夕食とすること。

(利用者に関する市町村への通知)

第18条 指定生活援助型配食サービス事業者は、生活援助型配食サー

ビスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに生活援助型配食サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって生活援助型配食サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第19条 従業者は、安否確認時等生活援助型配食サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ利用者等の指定する緊急時連絡先に連絡をしなければならない。

(管理者の責務)

第20条 事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定生活援助型配食サービス事業者は、事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 食事の内容、料金及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第22条 指定生活援助型配食サービス事業者は、利用者に対し適切な生活援助型配食サービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定生活援助型配食サービス事業者は、事業所ごとに当該事業所の従業員によって生活援助型配食サービスを提供しなければならない。

3 指定生活援助型配食サービス事業者は、従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第23条 指定生活援助型配食サービス事業者は、従業員の清潔の保持、健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定生活援助型配食サービス事業者は、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第24条 指定生活援助型配食サービス事業者は、事業所の見やすい場所に第21条に規定する運営規程の概要、その他利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第25条 事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定生活援助型配食サービス事業者は、当該事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければな

らない。

- 3 指定生活援助型配食サービス事業者は、居宅介護支援事業者等との連携において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ得ておかなければならない。

(広告)

第26条 指定生活援助型配食サービス事業者は、生活援助型配食サービスについて広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なもの若しくは誤解を与えるものであってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第27条 指定生活援助型配食サービス事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第28条 指定生活援助型配食サービス事業者は、提供した生活援助型配食サービスに係る利用者からの苦情及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、これらの苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定生活援助型配食サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(地域との連携)

第29条 指定生活援助型配食サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した生活援助型配食サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

い。

(事故発生時の対応)

第30条 指定生活援助型配食サービス事業者は、利用者に対する生活援助型配食サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定生活援助型配食サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

3 指定生活援助型配食サービス事業者は、利用者に対する生活援助型配食サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計等の区分)

第31条 指定生活援助型配食サービス事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、生活援助型配食サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録等の整備)

第32条 指定生活援助型配食サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定生活援助型配食サービス事業者は、利用者に対する生活援助型配食サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間(第1号に掲げる記録については5年間)保存しなければならない。

- (1) 第14条第1項に規定する提供した具体的な生活援助型配食サービスの内容等の記録
- (2) 第18条に規定する市への通知に係る記録
- (3) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措

置についての記録

(暴力団の排除)

第33条 指定生活援助型配食サービス事業者は、名古屋市暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第 2条による暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

(報告)

第34条 指定生活援助型配食サービス事業者は、提供した生活援助型配食サービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めもしくは依頼又は市の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

2 指定生活援助型配食サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(その他)

第35条 この要綱に定めるもののほか、生活援助型配食サービスの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この基準は、平成30年11月 1日から施行する。

2 第32条第 2項括弧書の規定は、平成31年 4月 1日以降にサービス提供が完結したものについて、適用する。

配食サービス利用者台帳

被保険者番号				住所区				作成者							
利用者氏名				生年月日				住所							
フリガナ				M・T・S				区							
				年 月 日				電話〔 〕							
契約日	年	月	日	その他契約事項	居宅介護支援事業所等				要介護度	事業対象者・要支援()・要介護()					
利用開始	年	月	日		認定年月日	年 月 日									
利用終了	年	月	日		認定期間	. . ~ . .									
終了事由					要介護度	事業対象者・要支援()・要介護()									
配食時間	時 ~ 時		時 ~ 時		担当ケアマネジャー				認定年月日	年 月 日					
配食日	週 回		週 回		(変更 . .)				認定期間	. . ~ . .					
	月・火・水・木・金・土・日		月・火・水・木・金・土・日		(変更 . .)				要介護度	事業対象者・要支援()・要介護()					
その他				(変更 . .)				認定年月日	年 月 日						
緊急連絡先1				緊急連絡先2				緊急連絡先3				認定期間	. . ~ . .		
氏名				氏名				氏名				要介護度	事業対象者・要支援()・要介護()		
関係				関係				関係				認定年月日	年 月 日		
住所				住所				住所				認定期間	. . ~ . .		
電話				電話				電話				要介護度	事業対象者・要支援()・要介護()		
電話				電話				電話				認定年月日	年 月 日		
電話				電話				電話				認定期間	. . ~ . .		
特記事項															

